

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	札幌市では、児童手当に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により、児童手当の資格管理、給付の事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（（平成25年5月31日法律第27号）以下、「番号法」という。）別表の81項により個人番号を利用することができるのは、児童手当に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 1. 受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2. 額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3. 未支払の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4. 現況届の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5. 関係機関に対する資料の提供等の求めに関する事務 6. 父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 上記の事務における申請・届出の受理については、郵送・窓口での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。 上記の事務においてマイナポータルのお知らせ機能を利用する場合は、現行の郵送等での通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能での通知を含む。 上記の事務には、公的給付支給等口座登録簿関係情報の照会事務を含む（申請者又は受給者が公的給付支給等口座の利用を希望した場合に限る）。 上記の事務には、戸籍関係情報の照会事務を含む。
③システムの名称	手当システム（児童） 中間サーバー・プラットフォーム システム基盤（市中間サーバ、団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名） 住民基本台帳ネットワークシステム サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 札幌市個人番号利用条例第4条第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141、161の項) (第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務」が含まれる項(106、107の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階 札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる